

[illegible]

⑧「実データ・実課題(学術データ等を含む)を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AIの基本的な活用法に関するもの」の内容を含む授業科目

授業科目	単位数	必須	2-1	2-2	2-3	授業科目	単位数	必須	2-1	2-2	2-3
データサイエンス入門	2	○	○	○	○						

⑨ 選択「4. オプション」の内容を含む授業科目

授業科目	選択項目	授業科目	選択項目

⑩ プログラムを構成する授業の内容

授業に含まれている内容・要素		講義内容
(1)現在進行中の社会変化(第4次産業革命、Society 5.0、データ駆動型社会等)に深く寄与しているものであり、それが自らの生活と密接に結びついている	1-1	第2回「社会で起きている変化」 現在、社会で起きている変化(日本企業の競争力は今どうなっているか、企業を取り巻く市場環境はどのように変わっているか、デジタル技術の進展は何をもたらしているのか)を理解したうえで、世界でどのようなデジタル社会像が提言されているかを踏まえ、これから目指すべき未来のデジタル社会像について解説する。
	1-6	第8回「データ・AI活用の最新動向」 データ・AIの活用次第で、たくさんの新しいビジネスが生まれ始めていることや、データ・AIに関連した新技術によって、今までできなかったことが可能になりつつあることを解説する。新しいビジネスの創出は、小規模なスタートアップ企業においてよく見られるが、その理由がデジタル技術の発展の影響であることを理解してもらう。
(2)「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得るもの	1-2	第3回「社会で活用されているデータ」 社会で活用されているデータにはどのようなものがあるか説明したうえで、データがどのように分類されるか解説する。また、オープンデータとは何かを解説する。
	1-3	第4回「データ・AIの活動領域」 AIの定義について理解する。AIの歴史(特に3回のブームがあったこと)を概観する。AIが様々な産業分野において実際にどのように使われているかを理解する。AIの能力が人間の能力に近づいてきていることを理解する。
(3)様々なデータ利活用の現場におけるデータ利活用事例が示され、様々な適用領域(流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等)の知見と組み合わせることで価値を創出するもの	1-4	第5回「データ・AI活用のための技術」 データ認識技術の概要とAI技術の概要について解説する。あわせてAIの課題や、AIにとっての難問が存在すること、AIの発展が社会にもたらす可能性について解説する。
	1-5	第7回「データ・AI利活用の現場」 実社会の様々な業界(製造業・小売業・サービス業・公共インフラ業)において、データ・AIがどのように利活用されているかを解説する。また、データ・AIの利活用によって生まれている新しいビジネス領域(シェアリングエコノミー、D2C、スマートシティ等)について解説する。

(4) 活用に当たっての様々な留意事項 (ELSI、個人情報、データ倫理、AI社会原則等)を考慮し、情報セキュリティや情報漏洩等、データを守る上での留意事項への理解をする	3-1	第13回「データ・AIを扱う上での留意事項(1)ー情報倫理ー」 データ・AIを扱う上で、留意しなければいけないポイントについて解説する。「ELSI」(倫理的・法的・社会的課題)とは何か、それが必要とされてきた背景を含め理解してもらう。「データに関する不正行為」とは何か、なぜそれをやってはいけないかを解説する。「個人情報の保護」とは何か、関連する昨今の動向を含め解説する。 第14回「データ・AIを扱う上での留意事項(2)ーバイアスー」データ分析を含むリサーチにおけるバイアスについて解説する。AIを活用するときに発生するデータバイアス、アルゴリズムバイアスについても解説する。AIを正しく活用していくための原則について理解してもらう。
	3-2	第15回「データを守る上での留意事項まとめ」 情報セキュリティの定義について、情報漏えいを起こす要因について解説する。また、情報セキュリティの脅威に関する事例と代表的なセキュリティ技術について解説する。
(5) 実データ・実課題 (学術データ等を含む)を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AIの基本的な活用法に関するもの	2-1	第9回「データを読む(1)ーデータの代表値ー」 データを読み解くための、基本的な知識を解説し、演習作業によって身に付けてもらう。データにどのような種類があるかを理解する。「データの代表値」「データのばらつき」について理解する。分析前に行う「データのチェック」について理解する。 第10回「データを読む(2)ー相場と因果ー」 ふたつのデータ間の関係である「相関と因果」について理解する。「母集団と抽出」について理解する。統計情報の正しい理解を阻害する要因について理解する。
	2-2	第11回「データを説明する」 ・データを説明するための手法である、グラフについて理解する(様々なグラフの特徴・目的) ・実際にグラフ作成演習を行い、データを比較、グラフの適切な表現について理解する。 ・優れた「データ可視化」事例について学ぶ
	2-3	第12回「データを扱う」 データ分析の一連のプロセス(売上予測・顧客層分析・顧客満足度・顧客不満)を、演習を通じて理解する。

⑪ プログラムの学修成果(学生等が身に付けられる能力等)

- ・AIやデータサイエンスが社会でどのように活用されているかを理解できる。
- ・データ分析の基本的な方法が理解できる。
- ・情報倫理に基づいた適切なデータ利用ができる。

【参考】

⑫ 生成AIに関連する授業内容 ※該当がある場合に記載

教育プログラムを構成する科目に、「**数理・データサイエンス・AI(リテラシーレベル)モデルカリキュラム改訂版**」(2024年2月 数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアム)において追加された生成AIに関連するスキルセットの内容を含む授業(授業内で活用事例などを取り上げる、実際に使用してみるなど)がある場合に、どの科目でどのような授業をどのように実施しているかを記載してください。

※本項目は各大学の実践例を参考に伺うものであり、認定要件とはなりません。

講義内容

[illegible]

大学等名 二松学舎大学

教育の質・履修者数を向上させるための体制・計画について

① 全学の教員数 (常勤) 74 人 (非常勤) 198 人

② プログラムの授業を教えている教員数 2 人

③ プログラムの運営責任者
(責任者名) 須藤 和敬 (役職名) 国際政治経済学部 教授

④ プログラムを改善・進化させるための体制(委員会・組織等)

全学教務委員会

(責任者名) 飯田 幸裕 (役職名) 全学教務委員長

⑤ プログラムを改善・進化させるための体制を定める規則名称

二松学舎大学の管理運営に関する規程

⑥ 体制の目的

本学の全学教務委員会は、教育研究に関する全学的な事項を審議する委員会と位置づけられている。当該委員会において、全学共通の必修科目である「データサイエンス入門」の内容検討や検証を実施する。

⑦ 具体的な構成員

飯田 幸裕 国際政治経済学部・教授(全学教務委員長)
中川 桂 文学部・教授
迫田 幸栄 文学部・准教授
和久 希 文学部・専任講師
金子 智香 国際政治経済学部・教授
須藤 和敬 国際政治経済学部・教授(学務局長)
飛田 正太郎 教学事務部長

⑧ 履修者数・履修率の向上に向けた計画 ※様式1の「履修必須の有無」で「計画がある」としている場合は詳細について記載すること

令和5年度実績	27%	令和6年度予定	55%	令和7年度予定	77%
令和8年度予定	77%	令和9年度予定	77%	収容定員(名)	2,780
具体的な計画					
本プログラムを構成する「データサイエンス入門」は令和4年度以降の全入学生の2年次配当の必修科目として開講している。開講初年度となる令和5年度は、該当の2年次生全員(休学者を除く)が受講した。令和6年度以降も同様に2年次進級者全員に履修を義務付ける。各年度の履修者数の想定は次の通り。(最終的に1年次生を除いた2～4年次生全員が履修者となるため、全学生に対する履修率は8割程度となる) 令和5年度758名(27%) 令和6年度1,500名(55%) 令和7年度以降2,250名(77%) なお、必修科目のため履修率の向上に向けた計画は設定していない。					

⑨ 学部・学科に関係なく希望する学生全員が受講可能となるような必要な体制・取組等

⑧に記載の通り、本プログラムを構成する「データサイエンス入門」は、2年次における全学部共通の必修科目であり、1年次入学者の全学生が履修する体制となっている。

⑩ できる限り多くの学生が履修できるような具体的な周知方法・取組

⑧に記載の通り、本プログラムを構成する「データサイエンス入門」は全学部共通の必修科目のため、1年次入学者の全学生が卒業までに100%履修することとなっている。このことについては、本学公式webサイトおよび各学部の『履修要項』にて周知している。
--

⑪ できる限り多くの学生が履修・修得できるようなサポート体制

プログラムを構成する「データサイエンス入門」はオンデマンド形式で開講している。動画教材は繰り返し視聴が可能のため、理解できるまで復習が可能となっている。また2名の専任教員が運営を担当しており、LMSでの受講管理や質問への対応・サポートを行っている。

⑫ 授業時間内外で学習指導、質問を受け付ける具体的な仕組み

「データサイエンス入門」はオンデマンド科目であるため、任意の場所・時間に受講可能である一方、受講時間は定めていない。このため質問への対応については、担当教員2名がLMS上の意見交換用の掲示板で対応する体制をとっている。また、指定するオフィスアワーの時間帯に対面での質問対応も行っている。

自己点検・評価について

① プログラムの自己点検・評価を行う体制(委員会・組織等)

全学教務委員会

(責任者名) 飯田幸裕

(役職名) 全学教務委員長

② 自己点検・評価体制における意見等

自己点検・評価の視点	自己点検・評価体制における意見・結果・改善に向けた取組等
学内からの視点	
プログラムの履修・修得状況	本プログラムを構成する「データサイエンス入門」は全学部2年次の必修科目となっており、2年次に進級した時点で自動的に履修登録される。このため、2年次生の履修率は100%となる(進級保留者・休学者は除く)。令和5年度においては、履修者758名、修了者663名(合格率87.4パーセント)であった。成績分布としては、S(90～100点)67.9%、A(80～89点)14.1%、B(70～79点)3.8%、C(60～69点)1.6%、不合格は12.5%であった。合格率・成績分布から、当該プログラムを学ぶことで期待される能力を多くの学生が身につけたと考えられる。
学修成果	本プログラムの授業においては、各回で小テストまたは課題を実施している。これにより各回の学生の理解度の把握を行った。また、記述形式を含む定期試験を課すことにより、授業内容全体に対する理解度が向上したと考えられる。
学生アンケート等を通じた学生の内容の理解度	成績分布状況の分析によると、履修学生のうち87.5%が単位を修得しており、さらに全体の82%が高得点のS(90～100点)もしくはA(80～89点)評価で単位を修得していることから、全体として理解度は高かったと受け止めている。
学生アンケート等を通じた後輩等他の学生への推奨度	全学部における必修科目であるため、後輩等他の学生への推奨度に関するアンケート等は行っていない。
全学的な履修者数、履修率向上に向けた計画の達成・進捗状況	全学部における必修科目であるため、履修者数・履修率向上に向けた取り組みは特に行っていない。

自己点検・評価の視点	自己点検・評価体制における意見・結果・改善に向けた取組等
学外からの視点	
教育プログラム修了者の進路、活躍状況、企業等の評価	本プログラムを構成する「データサイエンス入門」は令和5年度から開講であるため、履修した学生はまだ卒業していない。本学では卒業時に進路調査を行っており、その調査を活用し修了者の進路等について評価を行う予定である。
産業界からの視点を含めた教育プログラム内容・手法等への意見	本プログラムを構成する「データサイエンス入門」は動画教材として株式会社ベネッセコーポレーションのeラーニングコンテンツを利用している。同社のeラーニングコンテンツは香川大学・ベネッセコーポレーション・株式会社キカガクによる共同開発であり、学問の特性を踏まえた鮮度を担保する旨が謳われていることから、最新のデータサイエンスの情報を踏まえた産業界の視点が反映されていると考えている。
数理・データサイエンス・AIを「学ぶ楽しさ」「学ぶことの意義」を理解させること	シラバスを通じて有用性やニーズの啓蒙を行い、数理・データサイエンス・AIを大学段階で学ぶことの意義を理解させている。また、社会での変化や活用されている身近な事例を講義に取り込むことで、数理・データサイエンス・AIを学ぶ楽しさを享受させることができるよう担当教員間で検討し、授業内容に反映している。
内容・水準を維持・向上しつつ、より「分かりやすい」授業とすること ※社会の変化や生成AI等の技術の発展を踏まえて教育内容を継続的に見直すなど、より教育効果の高まる授業内容・方法とするための取組や仕組みについても該当があれば記載	動画教材を利用することで内容と水準の安定に努めている。それに加え、複数の教員が授業を担当して定期的な演習を実施することで理解や課題に対する細かなフィードバックを行い、より分かりやすい授業を展開している。その他、全学教務委員会にて、成績分布や学生へのフィードバック結果を参照しつつ継続的な授業改善を実施している。また、全学教務委員会において定期的に自己点検・評価を行い、検証と改善を図ることとしている。

データサイエンス入門

シラバスナンバー 0N5-100-L20

担当教員 須藤 和敬

対象学年 2年

キャンパス区分 九段

授業形態

準備事項

クラス 01クラス

開講学期 春学期

単位区分 必, 選択

単位数 2

ディプロマポリシーとの関連

下記URLを参照してください。

https://www.nishogakusha-u.ac.jp/about/disclosure/j_diploma.html

身につく能力

A		B		C		D		E		F	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

授業の概要・授業の目的

近年、実社会の至るところでAIが利用されており、その利活用領域は今後ますます増えていくと予想されます。そのような社会情勢に対応するためには、AIやデータサイエンスとは何か、どのように利用され今後どのように発展していくのかを理解する必要があります。

オンデマンド形式の講義・演習を通じて、利用者側の立場からAI・データサイエンスの知識習得・理解に努めます。

到達目標

- ・AIやデータサイエンスが社会でどのように活用されているかを理解できる。
- ・データ分析の基本的な方法が理解できる。
- ・情報倫理に基づいた適切なデータ利用ができる。

キーワード

履修条件

AI、データサイエンス、データ分析、情報倫理

アクティブラーニングの内容

コンピュータの操作・実習

評価方法

平常点（授業内課題など）50%＋期末課題50%

授業形式 : オンデマンドによる講義・演習形式

ループリック表等資料:

テキスト : 特になし

参考文献 : 必要に応じて授業中に紹介する

その他連絡事項 : 動画視聴期間、課題提出期間を厳守すること

担当教員への連絡方法: 須藤(k-sudoh@nishogakusha-u.ac.jp)、今井(y-imai@nishogakusha-u.ac.jp)
(質問受付方法)

実務経験のある教員による授業

授業計画（春学期）

回数		授 業 計 画	授 業 外 に お け る 学 修 方 法	
1		データサイエンスとは	事前	データサイエンスについて、理解していること・していないことを把握しておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
2		社会で起きている変化	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
3		社会で活用されているデータ	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
4		データ・AIの活動領域	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
5		データ・AI利活用のための技術	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
6		データ活用とは	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
7		データ・AI利活用の現場	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
8		データ・AI利活用の最新動向	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
9		データを読む（1）－データの代表値－	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
10		データを読む（2）－相関と因果－	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
11		データを説明する	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
12		データを扱う	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
13		データ・AIを扱う上での留意事項（1）－情報倫理－	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
14		データ・AIを扱う上での留意事項（2）－バイアス－	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）
15		データを守る上での留意事項とまとめ	事前	該当箇所について、あらかじめ情報を収集し、わからない部分について調べておく（2時間）
			事後	学習したことを、自分自身で再度実行して復習する（2時間）

回数	授 業 計 画	授 業 外 に お け る 学 修 方 法	
16		事前	
		事後	
17		事前	
		事後	
18		事前	
		事後	
19		事前	
		事後	
20		事前	
		事後	
21		事前	
		事後	
22		事前	
		事後	
23		事前	
		事後	
24		事前	
		事後	
25		事前	
		事後	
26		事前	
		事後	
27		事前	
		事後	
28		事前	
		事後	
29		事前	
		事後	
30		事前	
		事後	

— 23 —

学位授与の方針に定める身に付けるべき能力

(1) DP1: 中国文学・日本漢学・中国語・韓国

(2) DP2: 中国文学や東アジアの文化を中心とした幅広い教養を身に付けている。

(3) DP3: 中国をはじめとする東アジアの文学や歴史・文化に関する理解と基本的

(4)A、PR4：数値的処理、そのものの活用、次に中国語と韓国語を主とした外国語の運用について、それぞれ基本的な知識と技能を修得している。

(4)A DP4: 数値処理、ICTの活用、主に中国語や韓国語を中心とした外国語の運用について、それぞれ基本的な知識や技能を修得している。【数値処理、ICTに関する項目】

4)B UP4：数値処理、ICTの活用、主に中国語や韓国語を中心とした外国語の運用について、それぞれ基本的な知識や技能を修得している。【外国語に関すること】

(5) DP5：自身の知見と良識を基に、論理的な思考によって社会をとらえる能力を

(6) DP6：身に付けた知識等を活用・応用し、客観的に物事を考え、判断する能力を身に付けている。

(7) DP7: 他者の主張を理解しつつ、自身の見解を適切に表現して、円滑にコミュニケーションを図る能力を身に付けている。

(8) DP8: 日本語による適切な事理力と正確な読解力を身に付けている

⑨ DR0：責任感とモチベーション・精神をもって、主体的に行動することが出来る。

(10) DP10: 社会は世界の多様性を認識し、各異文化間の相違を尊重し、各文化間の相互理解を推進することが出来る。

(10) DP10: 社会や世界の多様性を認識し、グローバルな視野をもって多様な価値観を尊重することができる。

(1) DP11：自ら課題や問題点を発見・分析し、それらを多様な人々と協働して処理し、改善・解決に結びつけることができる。

● . . . 必修

※1 総合教養科目のDPに定める能力との関連性については、カリキュラム・マトリックス（科目とDPの関連表）を参照

※2 プレザミ科目を2科目4単位以上履修

都市文化デザイン学科 履修系統図

科目名末尾の数字(1)～(11)は、下表のとおり学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める身に付けるべき能力との関連を示す。

学位授与の方針に定める身に付けるべき能力	
(1) DP1：現代の表現文化の特性やそれに応じた情報発信に関する専門的な知識や、都市や地域の文化や社会現象に関する深い理解に基づく観(6)	DP6：身に付けた知識等を活用・応用し、客観的に物事を考え、判断する能力を身に付けている。
(2) DP2：コンテンツ文化論、観光メディア論、国際日本学を中心とした幅広い教養を身に付けている。	(7) DP7：他者の主張を理解しつつ、自身の見解を適切に表現して、円滑にコミュニケーションを図る能力を身に付けている。
(3) DP3：東アジアを中心とした世界の歴史や様々な文化や社会に関する理解と基本的な知識を修得している。	(8) DP8：日本語による適切な表現力と正確な読解力を身に付けている。
(4)A DP4：数的処理、ICTの活用、外国語の運用について、それぞれ基本的な知識や技能を修得している。【数的処理、ICTに関すること】	(9) DP9：責任感とチャレンジ精神をもって、主体的に行動することができる。
(4)B DP4：数的処理、ICTの活用、外国語の運用について、それぞれ基本的な知識や技能を修得している。【外国語に関すること】	(10) DP10：社会や世界の多様性を認識し、グローバルな視野をもって多様な価値観を尊重することができる。
(5) DP5：自身の知見と良識を基に、論理的な思考によって社会をとらえる能力を身に付けている。	(11) DP11：自ら課題や問題点を発見・分析し、それらを多様な人々と協働して処理し、改善・解決に結びつけることができる。

4 年 次					都市文化デザイン学研究 …(1)(3)(5)(6) キャラクター文化研究…(1)(5)(6) オーディエンス文化研究…(1)(5)(6) ゲーム文化研究…(1)(5)(6) マンガ文化研究…(1)(5)(6) アニメーション文化研究…(1)(5)(6) 江戸東京文化研究…(1)(3)(5)(6)(10) 都市文化デザイン学特殊研究 …(1)(7)(9)(11) 地域ブランディング特殊研究 …(1)(7)(9)(11) 編集デザイン特殊研究…(1)(7)(9)(11) パフォーマンスアーツ特殊研究 …(1)(7)(9)(11) 7-メーション文化特殊研究①～② …(1)(7)(9)(11) 文化ビジネス特殊研究①～② …(1)(7)(9)(11) 東アジア都市文化フィールドワーク①～② …(1)(3)(6)(7)(8)(9)(10)(11)	他 学 科 ・ 他 専 門 科 目	●卒業研究 …(1)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11) ●ゼミナールⅡAB …(1)(5)(6)(7)(8)(9)(11)
3 年 次					映像制作演習…(1)(5)(6)(7)(8)(9)(11) コンテンツ企画演習 …(1)(5)(6)(7)(8)(9)(11) 広告文化論演習…(1)(5)(6)(7)(8)(9)(11) アートビジネス演習 …(1)(5)(6)(7)(8)(9)(11) Global English…(1)(4)(7)(10) 都市文化デザイン学講義①～④ …(1)(5)(6)(10) 視覚文化論講義…(1)(5)(6) 多文化共生講義…(1)(3)(6)(10) マスコミ文化論講義…(1)(5)(6) 観光文化論講義…(1)(3)(10) メディア・コミュニケーション講義 …(1)(5)(6) 編集デザイン講義…(1)(5)(6) ポピュラーカルチャー講義 …(1)(3)(10) 芸能・演劇文化講義AB …(1)(2)(3)(5)(6)(10) 映像・演劇文化講義AB …(1)(2)(3)(5)(6)(10)		●ゼミナールⅠAB …(1)(5)(6)(7)(8)(9)(11)
2 年 次	総合教養科目 (※1)	人文学とビジネスデザイン …(5)(10) 人文学と教育…(5)(10) 人文学とコミュニケーション …(5)(10) ●データサイエンス入門…(4)(6)	プレゼミ（コンテンツ文化） プレゼミ（観光メディア） プレゼミ（国際日本学） …(1)(5)(6)(7)(8)(9)(11)（※3）				プレゼミ（※3） ※学科共通科目参照
1 年 次	●語学教育科目（※2） I.Tリテラシー①…(4)A （キャリア教育科目） ●キャリアデザイン…(5)(6)(10)(11) ●二松学舎入門…(8) ●基礎ゼミナール …(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)	●文学入門…(2)(3) ●漢学と文章表現AB…(2)(7)(8)	英語で学ぶフランス語…(2)(4)(8)(10) 英語で学ぶ中国語…(2)(4)(8)(10) ●環境デザイン学概論…(2)(5)(6) ●異文化コミュニケーション概論 …(2)(3)(6)(10) ●都市社会文化概論…(2)(3)(10) ●観光社会学概論…(2)(3)(10) ●メディア学概論…(2)(5)(6) ●国際日本学概論…(2)(3)(6)(10) ●コンテンツ文化概論…(2)(5)(6) ●都市文化デザイン学入門 …(2)(5)(6)(7)(10)(11)				（●基礎ゼミナール） ※二松学舎共通科目参照
科目区分	二松学舎共通科目 所属学部に関わらず身に付けるべき全 学生共通の知識等/大学生としての基 本的な教養や社会人としての基礎力	文学部共通科目 所属学科にかかわらず身に付け るべき共通の知識等/学部にお ける専門性の土台となる基礎知 識	学科共通科目 専攻に関わらず身に付けるべき 共通の知識等/学科における専 門性の土台となる基礎知識	専門科目Ⅰ 専攻分野を中心とした専門的知識や専門的技能（基礎）	専門科目Ⅱ 専攻分野を中心とした専門的知識や専門的技能（発展）	他学科・他専門科目 自学科の専門分野以 外の分野（他学科及 び他学部の授業科目 等）に関する高い教 養	ゼミナール・卒業研究 少人数制でのコミュニ ケーションを中心とした 演習授業/3,4年次では専 門分野のコアとなる研究/ 学部の集大成としての卒 業研究

●・・・必修

※1 総合教養科目のDPに定める能力との関連性については、カリキュラム・マトリックス（科目とDPの関連表）を参照

※2 総合教養科目に配置される語学教育科目から4単位分履修

※3 プレゼミ科目を2科目4単位以上履修

科目名末尾の数字(1)～(11)は、下表のとおり学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に定める身に付けるべき能力との関連を示す。

(5) DP5：自身の知見と良識を基に、論理的な思考によって社会をとらえる能力を身に付けている。

(11) DP11：自ら課題や問題点を発見・分析し、それらを多様な人々と協働して処理し、改善・解決に結びつけることができる。

※3 プレゼミ科目を2科目4単位以上履修

※科目名末尾の数字(1)～(11)は、下表のとおり学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に定める身に付けるべき能力との関連を示す。

(5)…DP5:自身の知見と良識を基に、論理的な思考によって社会をとらえる能力を身に付けている。

(11)…DP11:自ら課題や問題点を発見・分析し、それらを多様な人々と協働して処理し、改善・解決に結びつけることができる。

※2 総合教養科目の日本語①AB、日本語②中級AB、日本語②上級AB、日本語③上級Ⅰ～ⅢAB、日本事情AB、DPに定める能力との関連性については、カリキュラム・マトリックス(科目とDPの関連表)を参照

(11)…DP11:自ら課題や問題点を発見・分析し、それらを多様な人々と協働して処理し、改善・解決に結びつけることができる。

第 I

○ 二松学舎大学の管理運営に関する規程

(平成3年3月14日制定)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、二松学舎大学学則及び二松学舎大学大学院学則に基づき、二松学舎大学（以下「本大学」という。）の管理運営の基本的事項について定め、適正にして円滑な管理運営をはかることを目的とする。

(本大学の管理運営に関する意思決定)

第1条の2 本大学の校務に関する最終的な意思決定は学長が行い、学長は本大学の管理運営について最終的な責任を負う。

2 学長が前項の意思決定を行うに当たっては、学長は自らの権限と責任の重大性を十分に認識し、適切な手続きに基づいて行うものとする。

3 学長が意思決定を行うに当たり教授会及び研究科委員会並びに大学審議会及び大学運営会議、その他の全学的会議等（以下、この項において「教授会等」という）に意見を聴くことが必要であると学長が定めた事項又は学長が求める事項については、学長は教授会等の意見に拘束されることなく最終的に判断し、意思決定を行うものとする。ただし、学長は教授会等の意見を慎重に参酌した上で意思決定を行わなければならない。

4 学長が行った最終的な意思決定については、学長が必要と判断した場合、教授会等に対して適宜説明を行うものとする。

第2章 大学運営会議

(大学運営会議)

第2条 本大学学則第9条の2に規定する大学運営会議は、学長が行う全学的な意思決定に先立ち、学長を補佐する機関として全学に関する重要事項等を審議する。

2 大学運営会議は、学長が行う全学的な意思決定に際して学長の最終判断の円滑化を図るため、当該会議の場において全学的な意見を集約するものとする。全学的な意見集約に際しては、各部局長はその職務として各部局を代表し、当該会議の場において意見を述べなくてはならない。

3 大学運営会議は、前第1項の審議のほか、大学の運営を円滑に行うため、各部局等間の連絡調整を行い、必要な事項について審議する。

(大学運営会議の組織)

第3条 大学運営会議は、次の者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長

三 大学院研究科長

四 学部長

五 図書館長

六 研究所長

七 学務局長

八 事務局長

2 学長が必要と認めた場合は、その他本学教職員等を加えることができる。

3 教学事務部長、大学改革推進部長、総務・人事部長、企画・財務部長は、陪席するものとする。

(大学運営会議の審議事項)

第4条 大学運営会議の審議事項は、次のとおりとする。

一 学則等教育研究に係る諸規程の制定改廃に関する事項

二 大学院研究科・学部学科等の設置・改組・変更もしくは廃止等に関する事項

三 副学長・図書館長・研究所長・学務局長・センター長の候補者選考に関する事項、及び附属図書館に副館長を置く場合の副館長候補者選考に関する事項

四 その他全学に関する重要事項で、学長が大学運営会議での審議が必要なものと判断した事項

(大学運営会議の招集)

第5条 大学運営会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、副学長が議長の職務を代行する。

(大学運営会議の運営細則)

第6条 大学運営会議の運営等については、別に定める。

第3章 大学審議会

(大学審議会)

第7条 本大学に大学審議会を置く。

2 大学審議会は、本規程第4条第一号から第三号に規定する事項について審議する。ただし、同第三号についての審議は、学長へ候補者として推薦する者について行う。

3 前項に規定するもののほか、全学の教育研究に関する事項のうち学長が大学審議会での審議が必要であると判断したものについて審議する。

(大学審議会の組織)

第8条 大学審議会は、次の者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 文学研究科から選出された教授2人（各専攻からそれぞれ1人）
- 三 国際政治経済学研究科から選出された教授1人
- 四 国際日本学研究科から選出された教授1人
- 五 文学部から選出された教授4人（各学科主任をも

ってあてる)

六 国際政治経済学部から選出された教授4人以内
(各学科主任を含む)

七 副学長

八 大学院研究科長

九 学部長

十 図書館長

十一 研究所長

十二 学務局長

十三 事務局長

2 学長が必要と認めた場合は、その他本学教職員等を加えることができる。

3 教学事務部長、大学改革推進部長、総務・人事部長、企画・財務部長は、陪席するものとする。

(大学審議会の招集)

第9条 大学審議会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、副学長が議長の職務を代行する。

(大学審議会の運営細則)

第9条の2 大学審議会の運営等については、別に定める。

第4章 全学委員会

(全学委員会)

第10条 本大学に教育研究に関する全学的な事項を審議するため、次の全学委員会を置く。

一 全学教務委員会

二 全学学生委員会

三 全学入試委員会

2 前項の委員会のほか、特定の事項につき特別委員会を置くことができる。

3 全学委員会の組織・運営等については、別に定める。

(その他の全学委員会)

第11条 前条に定める全学委員会のほかに、次の委員会を置く。

一 国際交流委員会

二 情報化推進委員会

2 前項の委員会の組織・運営等については、別に定める。

第5章 学部の管理運営

(教授会)

第12条 本大学学則第8条に規定する教授会は、各学部に置く。

2 各学部長は、学則第9条第1項に掲げられた事項及び同条第2項の教育研究に関する事項のうち学長等が意見を求めた事項について、当該学部教授会における審議結果を当該学部の意見として学長に上申しなければ

ならない。

3 各学部長が行う前項の上申は、原則として当該教授会開催日を含め2日以内に、文書により行わなければならない。また、当該文書には当該教授会で使用した全ての資料を添付するものとする。

(教授会の運営細則)

第13条 教授会の運営等については、別に定める。

(学科主任)

第14条 本大学学則第6条に規定する学科主任は、各学科に置く。

2 学科主任は、学部長の命を受け当該学科の運営に当り、当該学科の事項に関して学部長を補佐する。

(学科主任候補者の選出)

第15条 学科主任は、当該学科所属の教授とする。

2 学科主任候補者の選出は、当該学科会議で行うものとする。

(学科主任の任期)

第16条 学科主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 学科主任が年度の途中で交替する場合の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(学科主任会議)

第17条 本大学学部学科の教育研究に関する連絡調整、及び学部の教育研究に関する事項を協議するため、各学部に学科主任会議を置く。

(学科主任会議の構成)

第18条 学科主任会議は、次の者をもって構成する。

一 学部長

二 学科主任

2 学部長が必要と認めるときは、各種委員会委員長等を学科主任会議に出席させることができる。

(学科主任会議の招集)

第19条 学科主任会議は、学部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(教員資格審査委員会)

第20条 本大学における教員の資格を審査するため、各学部に教員資格審査委員会を置く。

2 (削除)

(教員資格審査委員会の規程)

第21条 教員資格審査委員会の規程は、別に定める。

(学部委員会)

第22条 本大学各学部に学部の教育研究に関する事項を審議するため、次の学部委員会を置く。

一 学部教務委員会

二 学部学生委員会

三 学部入試委員会

2 前項の委員会のほか、特定の事項につき臨時に特別

委員会を置くことができる。

(学部委員会の細則)

第23条 学部委員会の組織・運営等については、別に定める。

第6章 学科の管理運営

(学科会議)

第24条 本大学学部各学科の円滑な運営並びに学科の教育研究に関する事項を協議するため、学科会議を置く。

2 両学部に係わる総合科目に関する事項を協議するため、総合科目担当者会議を置く。その運営等については、別に定める。

(学科会議の構成)

第25条 学科会議は、当該学科所属の教授、准教授及び専任講師で構成する。

(学科会議の招集)

第26条 学科会議は、当該学科主任が必要に応じて招集し、その議長となる。

第7章 大学院の管理運営

(研究科委員会)

第27条 本大学大学院学則第20条に規定する研究科委員会は、各研究科に置く。

2 各研究科長は、当該研究科委員会における審議結果を当該研究科の意見として学長に上申するものとする。

3 各研究科長が行う前項の上申は、原則として当該研究科委員会開催日を含め2日以内に、文書により行わなければならない。また、当該文書には当該研究科委員会で使用した全ての資料を添付するものとする。

(研究科委員会の運営細則)

第27条の2 研究科委員会の運営等については、別に定める。

(専攻主任)

第28条 本大学大学院学則第23条に規定する専攻主任は、研究科長の命を受けて当該専攻の運営に当り、当該専攻の事項に関して研究科長を補佐する。

(専攻主任候補者の選出)

第29条 専攻主任は、当該専攻の授業科目を担当する教授とする。ただし、文学研究科にあっては、博士後期課程の授業科目を担当する教授とする。

2 専攻主任候補者の選出は、当該専攻会議で行うものとする。

(専攻主任の任期)

第30条 専攻主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 専攻主任が年度の途中で交替する場合の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(専攻主任会議)

第31条 本大学大学院研究科各専攻の連絡調整、及び研究科の教育研究に関する事項を協議するため、専攻主任会議を置く。

(専攻主任会議の構成)

第32条 専攻主任会議は、研究科長及び専攻主任をもって構成する。

2 研究科長が必要と認めるときは、当該研究科に設置する委員会の委員長等を専攻主任会議に出席させることができる。

(専攻主任会議の招集)

第33条 専攻主任会議は、研究科長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(専攻会議)

第34条 大学院研究科各専攻の教育及び運営並びにこれらに関係ある事項を協議するため各専攻に専攻会議を置く。

(専攻会議の構成)

第35条 専攻会議は、当該専攻の授業科目を担当する専任教員をもって構成する。

(専攻会議の招集)

第36条 専攻会議は、専攻主任が必要に応じて招集し、その議長となる。

第8章 教職課程等の管理運営

(教職課程等カリキュラム運営委員会)

第37条 教職課程等(司書課程、学芸員課程、司書教諭コースを含む)の運営や教職指導について、全学的に責任を持って行うため、教職課程等カリキュラム運営委員会を置く。組織及び運営等については、別に定める。

第38条 削除

第39条 削除

(教職課程会議)

第40条 教職課程会議は、教職課程等カリキュラム運営委員会に提出する議案の作成など、教職課程に関する事項を協議する。

2 教職課程会議は、教職課程所属の専任教員で構成する。

3 教職課程会議は、教職課程長が招集し、その議長となる。

(司書・学芸員課程会議)

第41条 司書・学芸員課程会議は、教職課程等カリキュラム運営委員会に提出する議案の作成など、司書・学芸員課程に関する事項を協議する。

2 司書・学芸員課程会議は、学務局長、司書・学芸員課程を担当する教員及び各学部から選出された委員各1名で構成する。

3 司書・学芸員課程会議は、学務局長が招集し、その議長となる。

第9章 研究所の管理運営

(運営委員会)

第42条 本大学附置研究所に研究所運営委員会を置く。運営委員会の構成等については、別に定める。

(改 廃)

第43条 この規程の改廃は、大学審議会及び大学運営会議の議を経て学長の承認を得たのちに理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第2章大学協議会については平成5年4月1日に設置し、大学協議会設置までの期間は、部局長会議が大学協議会の役割を代行するものとし、部局長会議の審議事項は、大学協議会の審議事項に準ずるものとする。

2 この規程の施行の際、現に学科主任及び専攻主任である者の任期は、施行日から起算するものとする。

附 則 (平成4年2月26日)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年1月19日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月15日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月18日)

この規程は、平成7年5月18日から施行する。

附 則 (平成8年2月20日)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年11月25日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に、現に学科主任（総合・コース主任を含む）である者の任期は、第16条の規定にかかわらず平成10年3月31日をもって終了したものとみなす。

附 則 (平成10年6月23日)

1 この規程は、平成10年7月1日から施行する。

2 この規程の施行により最初に委嘱される教職課程長の任期は、第38条の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則 (平成10年11月24日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年1月23日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年4月1日開設の国際政治経済学研究科に係る大学協議会委員及び国際政治経済学専攻主任候補者

は、予め本規程を準用して選出するものとする。この場合、研究科委員会及び専攻会議は、平成12年11月28日設置の国際政治経済学研究科発足準備委員会に読みかえる。

附 則 (平成13年3月21日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月28日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日)

この規程は、平成19年11月27日から施行する。

附 則 (平成21年1月27日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 第20条第2項及び第41条の各項は、平成22年3月31日までは従前の規定による。

3 第29条第1項の専攻主任の規定は、同条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までは従前の規定による。ただし、平成23年4月1日を任期の始期とする専攻主任候補者の選考は、改正後の規定による。

附 則 (平成24年3月27日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (2022年2月22日)

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

2 2022年4月1日開設の国際日本学研究科に係る大学審議会委員及び国際日本学専攻主任候補者は、予め本規程を準用して選出するものとする。この場合、研究科委員会及び専攻会議は、2021年7月8日設置の国際日本学研究科開設準備委員会に読みかえる。

○ 二松学舎大学全学委員会細則

(平成3年3月14日制定)

(目 的)

第1条 この細則は、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」(以下「規程」という。)第10条第3項に基づき、全学委員会の組織・運営等について定める。

(組 織)

第2条 全学委員会は、学部委員会代表それぞれ3人(学部委員会委員長を含む)の委員及び学務局長、並びに当該委員会を所掌する学務局の部長又は課長をもって組織する。

2 前項の学部代表の委員に欠員が生じた場合は、委員の補充を行う。

(委員の委嘱)

第3条 全学委員会の委員は、学長が委嘱する。

(任 期)

第4条 第2条第1項の学部代表の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補充するため選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長の選出は、学部代表の委員の中から当該委員会で行うものとする。

3 委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第6条 委員会の審議事項は次のとおりとする。

一 全学教務委員会

- (1) 全学にわたる教務に関する事項
- (2) 教務に関する各学部間の調整に関する事項
- (3) 総合科目のカリキュラムに関する事項
- (4) 学長の諮問した事項

二 全学学生委員会

- (1) 学生の厚生・補導に関する事項
- (2) 学長の諮問した事項

三 全学入試委員会

- (1) 入学試験に関する基本的事項
- (2) 入学試験に関する各学部間の調整に関する事項
- (3) 学長の諮問した事項

(運 営)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員5人以上の出席によって成立する。

(委員以外の出席)

第8条 学長又は委員会が必要と認めた場合は、その他本学教職員を加えることができる。

2 学務局の部長・副部長・課長(課長補佐)は、それぞれ関係する委員会に出席し、所掌する事項について意見を述べることができる。

(報 告)

第9条 委員長は、委員会の審議をとりまとめ、学長に報告しなければならない。

(事務担当)

第10条 各委員会に関する事務は「学校法人二松学舎事務分掌規程」に定める担当部課がこれにあたる。

(改 廃)

第11条 この細則の改廃は、教授会並びに大学審議会及び大学運営会議の議を経て学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成5年3月31日までは、全学委員会の役割の一部または全部を部局長会議で代行することができるものとする。

附 則 (平成8年2月6日)

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年2月18日)

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日)

この細則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月6日)

この細則は、平成28年7月6日から適用する。

○ 二松学舎大学の管理運営に関する規程

(平成3年3月14日制定)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、二松学舎大学学則及び二松学舎大学大学院学則に基づき、二松学舎大学（以下「本大学」という。）の管理運営の基本的事項について定め、適正にして円滑な管理運営をはかることを目的とする。

(本大学の管理運営に関する意思決定)

第1条の2 本大学の校務に関する最終的な意思決定は学長が行い、学長は本大学の管理運営について最終的な責任を負う。

2 学長が前項の意思決定を行うに当たっては、学長は自らの権限と責任の重大性を十分に認識し、適切な手続きに基づいて行うものとする。

3 学長が意思決定を行うに当たり教授会及び研究科委員会並びに大学審議会及び大学運営会議、その他の全学的会議等（以下、この項において「教授会等」という）に意見を聴くことが必要であると学長が定めた事項又は学長が求める事項については、学長は教授会等の意見に拘束されることなく最終的に判断し、意思決定を行うものとする。ただし、学長は教授会等の意見を慎重に参酌した上で意思決定を行わなければならない。

4 学長が行った最終的な意思決定については、学長が必要と判断した場合、教授会等に対して適宜説明を行うものとする。

第2章 大学運営会議

(大学運営会議)

第2条 本大学学則第9条の2に規定する大学運営会議は、学長が行う全学的な意思決定に先立ち、学長を補佐する機関として全学に関する重要事項等を審議する。

2 大学運営会議は、学長が行う全学的な意思決定に際して学長の最終判断の円滑化を図るため、当該会議の場において全学的な意見を集約するものとする。全学的な意見集約に際しては、各部局長はその職務として各部局を代表し、当該会議の場において意見を述べなくてはならない。

3 大学運営会議は、前第1項の審議のほか、大学の運営を円滑に行うため、各部局等間の連絡調整を行い、必要な事項について審議する。

(大学運営会議の組織)

第3条 大学運営会議は、次の者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長

三 大学院研究科長

四 学部長

五 図書館長

六 研究所長

七 学務局長

八 事務局長

2 学長が必要と認めた場合は、その他本学教職員等を加えることができる。

3 教学事務部長、大学改革推進部長、総務・人事部長、企画・財務部長は、陪席するものとする。

(大学運営会議の審議事項)

第4条 大学運営会議の審議事項は、次のとおりとする。

一 学則等教育研究に係る諸規程の制定改廃に関する事項

二 大学院研究科・学部学科等の設置・改組・変更もしくは廃止等に関する事項

三 副学長・図書館長・研究所長・学務局長・センター長の候補者選考に関する事項、及び附属図書館に副館長を置く場合の副館長候補者選考に関する事項

四 その他全学に関する重要事項で、学長が大学運営会議での審議が必要なものと判断した事項

(大学運営会議の招集)

第5条 大学運営会議は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、副学長が議長の職務を代行する。

(大学運営会議の運営細則)

第6条 大学運営会議の運営等については、別に定める。

第3章 大学審議会

(大学審議会)

第7条 本大学に大学審議会を置く。

2 大学審議会は、本規程第4条第一号から第三号に規定する事項について審議する。ただし、同第三号についての審議は、学長へ候補者として推薦する者について行う。

3 前項に規定するもののほか、全学の教育研究に関する事項のうち学長が大学審議会での審議が必要であると判断したものについて審議する。

(大学審議会の組織)

第8条 大学審議会は、次の者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 文学研究科から選出された教授2人（各専攻からそれぞれ1人）
- 三 国際政治経済学研究科から選出された教授1人
- 四 国際日本学研究科から選出された教授1人
- 五 文学部から選出された教授4人（各学科主任をも

ってあてる)

六 国際政治経済学部から選出された教授4人以内
(各学科主任を含む)

七 副学長

八 大学院研究科長

九 学部長

十 図書館長

十一 研究所長

十二 学務局長

十三 事務局長

2 学長が必要と認めた場合は、その他本学教職員等を加えることができる。

3 教学事務部長、大学改革推進部長、総務・人事部長、企画・財務部長は、陪席するものとする。

(大学審議会の招集)

第9条 大学審議会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、副学長が議長の職務を代行する。

(大学審議会の運営細則)

第9条の2 大学審議会の運営等については、別に定める。

第4章 全学委員会

(全学委員会)

第10条 本大学に教育研究に関する全学的な事項を審議するため、次の全学委員会を置く。

一 全学教務委員会

二 全学学生委員会

三 全学入試委員会

2 前項の委員会のほか、特定の事項につき特別委員会を置くことができる。

3 全学委員会の組織・運営等については、別に定める。

(その他の全学委員会)

第11条 前条に定める全学委員会のほかに、次の委員会を置く。

一 国際交流委員会

二 情報化推進委員会

2 前項の委員会の組織・運営等については、別に定める。

第5章 学部の管理運営

(教授会)

第12条 本大学学則第8条に規定する教授会は、各学部に置く。

2 各学部長は、学則第9条第1項に掲げられた事項及び同条第2項の教育研究に関する事項のうち学長等が意見を求めた事項について、当該学部教授会における審議結果を当該学部の意見として学長に上申しなければ

ならない。

3 各学部長が行う前項の上申は、原則として当該教授会開催日を含め2日以内に、文書により行わなければならない。また、当該文書には当該教授会で使用した全ての資料を添付するものとする。

(教授会の運営細則)

第13条 教授会の運営等については、別に定める。

(学科主任)

第14条 本大学学則第6条に規定する学科主任は、各学科に置く。

2 学科主任は、学部長の命を受け当該学科の運営に当り、当該学科の事項に関して学部長を補佐する。

(学科主任候補者の選出)

第15条 学科主任は、当該学科所属の教授とする。

2 学科主任候補者の選出は、当該学科会議で行うものとする。

(学科主任の任期)

第16条 学科主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 学科主任が年度の途中で交替する場合の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(学科主任会議)

第17条 本大学学部学科の教育研究に関する連絡調整、及び学部の教育研究に関する事項を協議するため、各学部に学科主任会議を置く。

(学科主任会議の構成)

第18条 学科主任会議は、次の者をもって構成する。

一 学部長

二 学科主任

2 学部長が必要と認めるときは、各種委員会委員長等を学科主任会議に出席させることができる。

(学科主任会議の招集)

第19条 学科主任会議は、学部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(教員資格審査委員会)

第20条 本大学における教員の資格を審査するため、各学部に教員資格審査委員会を置く。

2 (削除)

(教員資格審査委員会の規程)

第21条 教員資格審査委員会の規程は、別に定める。

(学部委員会)

第22条 本大学各学部に学部の教育研究に関する事項を審議するため、次の学部委員会を置く。

一 学部教務委員会

二 学部学生委員会

三 学部入試委員会

2 前項の委員会のほか、特定の事項につき臨時に特別

委員会を置くことができる。

(学部委員会の細則)

第23条 学部委員会の組織・運営等については、別に定める。

第6章 学科の管理運営

(学科会議)

第24条 本大学学部各学科の円滑な運営並びに学科の教育研究に関する事項を協議するため、学科会議を置く。

2 両学部に係わる総合科目に関する事項を協議するため、総合科目担当学会議を置く。その運営等については、別に定める。

(学科会議の構成)

第25条 学科会議は、当該学科所属の教授、准教授及び専任講師で構成する。

(学科会議の招集)

第26条 学科会議は、当該学科主任が必要に応じて招集し、その議長となる。

第7章 大学院の管理運営

(研究科委員会)

第27条 本大学大学院学則第20条に規定する研究科委員会は、各研究科に置く。

2 各研究科長は、当該研究科委員会における審議結果を当該研究科の意見として学長に上申するものとする。

3 各研究科長が行う前項の上申は、原則として当該研究科委員会開催日を含め2日以内に、文書により行わなければならない。また、当該文書には当該研究科委員会で使用した全ての資料を添付するものとする。

(研究科委員会の運営細則)

第27条の2 研究科委員会の運営等については、別に定める。

(専攻主任)

第28条 本大学大学院学則第23条に規定する専攻主任は、研究科長の命を受けて当該専攻の運営に当り、当該専攻の事項に関して研究科長を補佐する。

(専攻主任候補者の選出)

第29条 専攻主任は、当該専攻の授業科目を担当する教授とする。ただし、文学研究科にあっては、博士後期課程の授業科目を担当する教授とする。

2 専攻主任候補者の選出は、当該専攻会議で行うものとする。

(専攻主任の任期)

第30条 専攻主任の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 専攻主任が年度の途中で交替する場合の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(専攻主任会議)

第31条 本大学大学院研究科各専攻の連絡調整、及び研究科の教育研究に関する事項を協議するため、専攻主任会議を置く。

(専攻主任会議の構成)

第32条 専攻主任会議は、研究科長及び専攻主任をもって構成する。

2 研究科長が必要と認めるときは、当該研究科に設置する委員会の委員長等を専攻主任会議に出席させることができる。

(専攻主任会議の招集)

第33条 専攻主任会議は、研究科長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(専攻会議)

第34条 大学院研究科各専攻の教育及び運営並びにこれらに関係ある事項を協議するため各専攻に専攻会議を置く。

(専攻会議の構成)

第35条 専攻会議は、当該専攻の授業科目を担当する専任教員をもって構成する。

(専攻会議の招集)

第36条 専攻会議は、専攻主任が必要に応じて招集し、その議長となる。

第8章 教職課程等の管理運営

(教職課程等カリキュラム運営委員会)

第37条 教職課程等(司書課程、学芸員課程、司書教諭コースを含む)の運営や教職指導について、全学的に責任を持って行うため、教職課程等カリキュラム運営委員会を置く。組織及び運営等については、別に定める。

第38条 削除

第39条 削除

(教職課程会議)

第40条 教職課程会議は、教職課程等カリキュラム運営委員会に提出する議案の作成など、教職課程に関する事項を協議する。

2 教職課程会議は、教職課程所属の専任教員で構成する。

3 教職課程会議は、教職課程長が招集し、その議長となる。

(司書・学芸員課程会議)

第41条 司書・学芸員課程会議は、教職課程等カリキュラム運営委員会に提出する議案の作成など、司書・学芸員課程に関する事項を協議する。

2 司書・学芸員課程会議は、学務局長、司書・学芸員課程を担当する教員及び各学部から選出された委員各1名で構成する。

3 司書・学芸員課程会議は、学務局長が招集し、その議長となる。

第9章 研究所の管理運営

(運営委員会)

第42条 本大学附置研究所に研究所運営委員会を置く。運営委員会の構成等については、別に定める。

(改 廃)

第43条 この規程の改廃は、大学審議会及び大学運営会議の議を経て学長の承認を得たのちに理事会が行う。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第2章大学協議会については平成5年4月1日に設置し、大学協議会設置までの期間は、部局長会議が大学協議会の役割を代行するものとし、部局長会議の審議事項は、大学協議会の審議事項に準ずるものとする。

2 この規程の施行の際、現に学科主任及び専攻主任である者の任期は、施行日から起算するものとする。

附 則 (平成4年2月26日)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年1月19日)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月15日)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年5月18日)

この規程は、平成7年5月18日から施行する。

附 則 (平成8年2月20日)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年11月25日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に、現に学科主任（総合・コース主任を含む）である者の任期は、第16条の規定にかかわらず平成10年3月31日をもって終了したものとみなす。

附 則 (平成10年6月23日)

1 この規程は、平成10年7月1日から施行する。

2 この規程の施行により最初に委嘱される教職課程長の任期は、第38条の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

附 則 (平成10年11月24日)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年1月23日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年4月1日開設の国際政治経済学研究科に係る大学協議会委員及び国際政治経済学専攻主任候補者

は、予め本規程を準用して選出するものとする。この場合、研究科委員会及び専攻会議は、平成12年11月28日設置の国際政治経済学研究科発足準備委員会に読みかえる。

附 則 (平成13年3月21日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月28日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日)

この規程は、平成19年11月27日から施行する。

附 則 (平成21年1月27日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 第20条第2項及び第41条の各項は、平成22年3月31日までは従前の規定による。

3 第29条第1項の専攻主任の規定は、同条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までは従前の規定による。ただし、平成23年4月1日を任期の始期とする専攻主任候補者の選考は、改正後の規定による。

附 則 (平成24年3月27日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (2022年2月22日)

1 この規程は、2022年4月1日から施行する。

2 2022年4月1日開設の国際日本学研究科に係る大学審議会委員及び国際日本学専攻主任候補者は、予め本規程を準用して選出するものとする。この場合、研究科委員会及び専攻会議は、2021年7月8日設置の国際日本学研究科開設準備委員会に読みかえる。

○ 二松学舎大学全学委員会細則

(平成3年3月14日制定)

(目 的)

第1条 この細則は、「二松学舎大学の管理運営に関する規程」(以下「規程」という。)第10条第3項に基づき、全学委員会の組織・運営等について定める。

(組 織)

第2条 全学委員会は、学部委員会代表それぞれ3人(学部委員会委員長を含む)の委員及び学務局長、並びに当該委員会を所掌する学務局の部長又は課長をもって組織する。

2 前項の学部代表の委員に欠員が生じた場合は、委員の補充を行う。

(委員の委嘱)

第3条 全学委員会の委員は、学長が委嘱する。

(任 期)

第4条 第2条第1項の学部代表の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を補充するため選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長の選出は、学部代表の委員の中から当該委員会で行うものとする。

3 委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(審議事項)

第6条 委員会の審議事項は次のとおりとする。

一 全学教務委員会

- (1) 全学にわたる教務に関する事項
- (2) 教務に関する各学部間の調整に関する事項
- (3) 総合科目のカリキュラムに関する事項
- (4) 学長の諮問した事項

二 全学学生委員会

- (1) 学生の厚生・補導に関する事項
- (2) 学長の諮問した事項

三 全学入試委員会

- (1) 入学試験に関する基本的事項
- (2) 入学試験に関する各学部間の調整に関する事項
- (3) 学長の諮問した事項

(運 営)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員5人以上の出席によって成立する。

(委員以外の出席)

第8条 学長又は委員会が必要と認めた場合は、その他本学教職員を加えることができる。

2 学務局の部長・副部長・課長(課長補佐)は、それぞれ関係する委員会に出席し、所掌する事項について意見を述べることができる。

(報 告)

第9条 委員長は、委員会の審議をとりまとめ、学長に報告しなければならない。

(事務担当)

第10条 各委員会に関する事務は「学校法人二松学舎事務分掌規程」に定める担当部課がこれにあたる。

(改 廃)

第11条 この細則の改廃は、教授会並びに大学審議会及び大学運営会議の議を経て学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成5年3月31日までは、全学委員会の役割の一部または全部を部局長会議で代行することができるものとする。

附 則 (平成8年2月6日)

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年2月18日)

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日)

この細則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年7月6日)

この細則は、平成28年7月6日から適用する。

大学等名	二松学舎大学	申請レベル	リテラシーレベル
教育プログラム名	データサイエンス・AI入門プログラム	申請年度	令和6年度

取組概要

[プログラムの目的]

今後の社会において必須の知識とされるデータサイエンスやAIの基礎的知識を学ぶ

[プログラムの履修によって身につけられる能力]

- ①社会におけるデータやAIの活用方法を理解し、その知識やスキルを日常生活や将来の社会生活で活用できる。
- ②データの利活用方法や注意点に関する知識

[プログラムの修了要件]

全学部2年次必修科目「データサイエンス入門」（2単位）を修得すること。

[プログラムの実施体制]

プログラムの運営責任者：学務局長
 プログラムを改善・進化させるための体制：全学教務委員会
 プログラムの自己点検・評価を行う体制：全学教務委員会

[プログラムの科目構成]

「データサイエンス入門」（2単位）

[学習内容の概要]

- ・社会で起きている変化
- ・社会で活用されているデータ
- ・データ・AIの活動領域
- ・データ・AI利活用のための技術
- ・データ活用とは
- ・データ利活用の現場と最新動向
- ・データを読む・説明する・扱う
- ・データ・AIを扱う上での注意事項
ー情報倫理・バイアスー

[プログラムの特徴]

①オンデマンド科目であり、学生の都合の良い時・場所で、繰り返し視聴が可能のため、計画的に学修を進めることができる。

②複数の教員を授業担当者として配置しLMSでの質問対応やサポートを行っているほか、オンデマンド学修のみならず定期的な演習を実施することで課題に対する細かなフィードバックを行い、学生の理解度を伸長させる授業を展開している。



二松学舎大学